

2025年度

「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」開催のご案内

労働安全衛生法において「事業者は、その事業所の安全衛生の水準の向上を図るため、危険または有害な業務に従事している者に対して、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない」と定められています。さらに、同法第60条の2の規程に基づく「危険または有害な業務に現についている者に対する安全衛生教育に関する指針」においてフォークリフト運転業務従事者は、一定期間（概ね5年）ごとの再教育を受講する事が望ましいとされています。

記

1. 受講資格

フォークリフト運転技能講習を修了しており、フォークリフト乗務員となって5年以上経過している者、または前回の再教育を受講してから概ね5年以上経過している者。

※受講申込書にフォークリフト運転技能講習修了証の写しを貼付してください。

2. 講習日時及び会場

【日時】2025年8月7日（木） 8：50～16：00

※オリエンテーションを行うため講習開始10分前までに着席してください。

【会場】一般社団法人 磐田労働基準協会 磐田市見付2970-5

3. 講習の内容

- (1) 最近のフォークリフトの特徴
(フォークリフトの構造上の特徴、各種荷役運搬方法の特徴)
- (2) フォークリフトの取り扱いと保守
(フォークリフトによる作業と安全、フォークリフトの点検・整備)
- (3) 災害事例及び関係法令
(災害事例とその防止対策、労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条例)

4. 受講料

当協会 会員事業場 8,800円 非会員事業場 11,000円
(1名につき、テキスト代・消費税を含む)

5. 受講申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申し込みください。

引き換えに受講票をお渡しします。定員に達し次第受付終了となります。

【申込み先】一般社団法人 磐田労働基準協会 〒438-0086 磐田市見付2970-5
TEL：0538-32-2638 FAX：0538-37-3977

【申込み後の変更】

- ・受講者の変更 開催日の7日前までに電話連絡
- ・受講の取消し 開催日の7日前までに電話連絡があった場合に限り受講料を返金いたします。
- ・返金受取りの際は、受講票と当協会宛の領収書（社印を押印）を、平日16：30までに当協会の窓口へ持参してください。

※この講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。

6. 修了証の交付

講習修了者には「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育修了証」を当日交付します。

2022年4月1日から修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。希望される方はホームページの申込み方法をご覧ください。

7. 携行品

受講票、筆記用具、昼食（希望者には当日斡旋）、テキスト（当日配布）

フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育受講申込書

受講月日	2025年	8月	7日
------	-------	----	----

・この申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
・本様式は、A4版サイズで提出してください。
※印欄は記入しないこと。

会場	磐田労働基準協会
※受付番号	

ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
現住所	〒 _____	TEL	()
会社名	担当者名	部課名	
所在地	〒 _____	TEL ()	FAX ()
併記を希望する氏名または通称	修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名または通称の併記を希望する場合は、下記に記入し旧姓等が記載されている書類の写しを提出してください。		
フォークリフト運転技能講習修了証の写しを貼付して下さい	貼付箇所		
備考			該当に○印 会員事業所は協会名を記入 非会員 会員 労働基準協会

申込日： 年 月 日

一般社団法人 磐田労働基準協会 御中

《個人情報の取り扱いについて》ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、お申込みいただいた講習・教育の実施目的以外には使用いたしません。

【申込み先】 一般社団法人 磐田労働基準協会 〒438-0086 磐田市見付2970-5
TEL: 0538-32-2638 FAX: 0538-37-3977